たものを含む。以下この条において」とあるのは「以下この条において」と、「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号」とあるのは「以下この項及び次項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「個別欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同条第三項中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、「個別欠損金額等」とあるのは「個別欠損金額等（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、「連結欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額